

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 8 号
件 名	紙おむつの支給に関することについて
要 旨	<p>新潟市は、今年9月まで支給していた紙おむつを中止したことにより、多くの方々が実費でおむつを買わなければならなくなり、生活できなくなりました。</p> <p>私は82歳で、身体不自由のため、他人の家でお世話になっています。現在私は、トイレに行くのにも物につかまり、何とか用を足していますので、紙おむつのお世話になるのも時間の問題になっています。</p> <p>妻は現在、特別養護老人ホームに入所中です。もちろん紙おむつのお世話になっています。妻の年金は、介護・後期高齢者医療保険料を引かれて月額4万8,944円です。その年金全額は特別養護老人施設入所費用9万7,944円の一部になっており、不足分は私の年金から払っています。</p> <p>私がお世話になっている方も高齢で、施設への入所を希望されていますので、そうなりますと、私もどこかの施設に入所しなければなりません。したがって、紙おむつの支給をしていただかないと生きていくことができません。</p> <p>紙おむつは従来どおりの支給になりますよう陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和2年12月2日 市民厚生常任委員会
受 理	令和2年11月5日 第354号